

「壬生家家領関係文書」修復報告と紙背文書等の紹介

黒澤麻衣
植田真平

はじめに

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵の「壬生家家領関係文書」(函架番号F九一六七、以下、当資料)は、壬生家(官務小槻氏)の家伝文書、いわゆる壬生本のひとつで、その名が示すとおり、中世の壬生家領に関する文書を集成したものである。七卷一二〇通にわたる文書は、すでに『図書寮叢刊 壬生家文書五』(一九八三年、以下『叢刊』)に一二一〇～一三二〇号として翻刻掲載され、広く利用されている。

当資料は、表紙見返しの記入より天保十三年(一八四二)八月～同十四年六月に壬生家において修補を施したことがわかるが、その後の劣化が甚だしく、書陵部において平成二十九年より全七巻の修復を行い、令和元年度に完了した。本稿はその過程について報告し(「一 修復報告」、あわせて実際に判明した紙背文書等を紹介する(「二 紙背文書・裏打紙文書等の紹介」)ものである。前者は当部図書課図書寮文庫修補係の黒澤が、後者は同図書調査室の植田が執筆を担当した。

なお、当資料の基本的な書誌情報は以下のとおりである(号数は『叢刊』の文書番号、年月は天保年間の修復時期、以下、巻次は(1)～(7)で記す)。詳しくは『叢刊』所収の解題を参照されたい。

- (1) 第一巻…一九紙、一三通(一二一〇～一二二二号) 天保十四年六月
- (2) 第二巻…二〇紙、一九通(一二二三～一二四一号) 天保十四年六月
- (3) 第三巻…二二紙、三三通(一二四二～一二七四号) 天保十四年六月
- (4) 第四巻…一九紙、二五通(一二七五～一二九〇号) 天保十三年八月
- (5) 第五巻…一八紙、一四通(一二九一～一三〇四号) 天保十三年八月
- (6) 第六巻…七紙、七通(一三〇五～一三一一号) 天保十四年五月
- (7) 第七巻…七紙、九通(一三一二～一三二〇号) 天保十三年八月

なお、天保十三～十四年の壬生家当主の以寧の日記は、同年条を欠いているが、その息輔世の日記『輔世卿記』(書陵部図書寮文庫所蔵、函架番号F九一二一六)には、十三年よりしばしば「官庫文書類」の点検、整理をしたことが記されている(同年正月二十三～二十五日・二月十九・二十日条)。その後、それらの成巻や修復に関する記事は見えないが、同年十月の近隣の火災に際して「当家文書以下」を避難させており、以降は官庫の修造も取り

沙汰されている（同年十月二十六・二十七日・十二月二十二日・十四年正月二十九日条ほか）。天保の修復はこうした間に進められたものであろうか。

一 修復報告

1 壬生家家領関係文書の形態について

当資料は、一般的な卷子本の形態とは異なる点がいくつか見受けられる。まず、各巻において著しく寸法の異なる料紙が継ぎ合わされていること（図版写真1・2）。そして本紙の厚みや、折り紙や堅紙など様々な形態であった料紙が使用されていること。また、料紙の継ぎ方も統一性がなく、本来であれば地合わせが多いところ、天合わせであるものやどちらにも合わせていない不揃いなものまであり、一様ではない。加えて一般的な卷子本とは異なり、裏打ち紙や天地足し紙に檀紙や非常に厚い紙を使用していることがあるため、継がれた料紙同士の間隔が著しく、不安定な状態であった（図版写真3）。

また、先述のとおり、見返しには天保年間に修理された旨が記述されている（図版写真4）。この天保の修理時に大きさの異なる料紙を継いで卷子に仕立てたのではないかと推測されるが、現状で表紙が一周分しかしない（未満のものもある）ことから、天保の修理以前に仕立てられたものの、天保の修理で裏打ち処理されたことにより卷子の直径が大きくなり、表紙が足りなくなったと考えられる。

以上の現状をふまえて、以下の流れで修復処置を施した。

1 修復方針の決定

- 2 記録作成
- 3 解体
- 4 朱の剥落止めやもろい本紙の表打ち等前処理
- 5 旧裏打ち紙剥がし
- 6 図書調査室（植田）による紙背文書の調査、記録
- 7 水伸ばし
- 8 虫損直し

9 漉き返しによる補修紙作り

10 元軸を利用した太巻き作り

11 新規八双作り

12 新規表紙作り

13 本紙の継ぎ

14 成巻

その中でも特に通常の修復処置とは異なる1・9・13・14の4点について、以下に述べる。

2 修復方針について

修復方針を決めるにあたり様々な選択肢があったが、そのどれを取っても一長一短あるため補修係でのみ判断せず、保存・調査担当係（出納係・保存調査室・図書調査室）と協議し決定することとした。考えられた選択肢（およびそのデメリット）は次の三点である。

〈選択肢1〉

成巻する際に旧裏打ち紙と旧足し紙を再使用して天保時の修復（以下、**原装**）のとおりに成巻する。

↓ただし原装を尊重した場合、天地が不揃いなため取り扱いの際に本紙が折れたり、めくれたりする危険があり、取扱いが困難である。そのことが、将来的な本紙の損傷につながる恐れがある（図版写真5・6）。

〈選択肢2〉

当部の基本的な修復方針に沿って、旧足し紙・裏打ち紙を再使用せず、天地が揃うよう新たな足し紙をつけて成巻する。

↓新たな足し紙を付けることで、資料の天地を揃えられることから取り扱いは際に扱いやすく本紙を傷めにくくすることができる。しかし、見返しの記載から、旧裏打と旧足し紙は天保修復時のものだと思われるが、これらの情報や仕様を反故にしてよいものか悩ましい（なお、外した旧裏打ち紙と天地足し紙は別置保管する）。

〈選択肢3〉

旧足し紙を再使用しつつ、天地が揃うよう更に新たな足し紙をつけて成巻する。

協議の結果、原装も壬生家における修復事業、すなわち家蔵文書の再整理という歴史的事実を示す重要な物的証拠であると判断し、原装を尊重した〈選択肢1〉を基調に以下の通りに修復方針が決まった。

〔装丁について〕

・文字情報のない無地の旧裏打ち紙は外し、当部の基本方針に沿って可能な限り裏打ちを行わずに虫損直しで修復し、料紙本来のようすがわかる状態を維持する。

・本紙が極端に薄い場合は、厚み合わせと本紙の強度を増すために裏を打つ。
・天地が不揃いであるが、極力原装を尊重する。

〔紙背文書・旧裏打ち紙・足紙について〕

・解体して旧裏打ち紙を剥がした後、図書調査室が紙背文書等を調査する。
・文字情報のある旧裏打ち紙や天地足し紙については、原装の復元を優先して再使用する。旧裏打ち紙を再使用することによって紙背文書が判読できなくなるが、原装を尊重するためやむを得ない。そのため旧裏打ち紙を剥がした後、図書調査室が紙背文書等の写真撮影を行い、データとして記録を残す。

3 補修紙の作製について

旧裏打ち紙を除去して料紙本来の状態がわかるようになったことにより、現在の市販の和紙では補修紙として使用するには料紙と紙質が合わないことが判明した（図版写真7・8）。現在市販されている和紙は、ちりもなく繊維が均一な流し漉きの紙であることに対して、料紙の紙質はふんわりとやわらかく、全体にちりが混入している上、料紙全体の厚みに均一さを欠くほど繊維に斑があり、溜漉き独特の風合いがある。全巻を通して特に宿紙にその特徴が見受けられたため、宿紙の修復に使用する補修紙を作製することとなった。

宿紙の修復に使用する補修紙は、漉き返し（反故紙や染色した和紙を再度繊維状にし、それを漉いて紙を作製すること）の方法で作製することとした（染色紙は染色後数年経っているものを使用した）。

漉き方の方法は漉紙法を選択した。漉紙法とは「水中に入れた紙漉きの簀

桁（漉き簀と漉き桁を合わせてこう呼ぶ）の中に、適当な量の料紙液を入れ、手や棒で液を分散させて、漉き簀を持ち上げて水を漉して湿紙をつくる製法」である（田中求・宍倉佐敏・富樫朗『地域資源を活かす生活工夫双書 楮・三椏』農山漁村文化協会、二〇一八年）。別名そそぎ漉きともいう。あらかじめ決められた量の繊維が入った料紙液を注いで紙を漉くため、求める厚み（重さ）かつ、流し漉きではない紙が漉ける。澆紙法を用いた漉き返し紙の作製には、以下の手順を踏んだ。

① 使用する染色紙の選択（主に市販の和紙に染色を施した染色紙）

作製する補修紙は宿紙であるため色味に関しては墨で染めた染色紙を主体としたが、どのような漉き返し紙を作製するかによって楮や三椏や雁皮など原料の種類を選択する。また仕上がり後は、本紙より若干薄めの色合いになるようにする。

② そこに加える第二、第三の色味の選択

宿紙と一言に言っても、色合いがそれぞれ異なるため、主体の色（墨）にさらに複数の染色紙を足して、明暗や色味を変化させることで料紙の色に近づける。染色紙に使用された染料によっては、水に対しての堅牢度が低いものがあるため、染色紙を一晩水に浸しておき、色落ちしないか確認する。

③ 厚み（＝重さ）の選択

事前に当部で使用している簀桁の大きさに対して、何グラの紙料を用いるほどの程度の厚みの紙が漉けるのかサンプルを作製し、それを目安に紙料の重さを選択する。使用する紙料が決まったら、水に浸す前にあらかじめ乾燥した状態で紙の重さを計測しておく（図版写真9）。

④ 漉き返し紙の仕上りの選択（圧するか否か）

厚みの選択と同時に、漉き返し紙の仕上りを決める。プレス機で圧すことで紙の厚みや風合いが異なり、圧すことで堅くしつかりとした仕上がりとするか、そのまま乾かしふんわりとやわらかい仕上がりにするか（簀伏せ。漉きあげた湿紙を干板に直接移し伏せることで柔軟な仕上がりになる）を選択する。

⑤ 原料を水に浸す

この後水に浸した紙料をミキサーで叩解するが、紙料が小さいとミキサーの刃に紙料があたり叩解されないため、小さくとも三センチ×三センチほどの大きさに繊維が出るように原料紙を手で裂く。またミキサーで叩解しても裁断面が残ってしまうため、はさみを用いて裁断しない。（図版写真10）。

⑥ 複数の紙料の原料のそれぞれの比率と重さの計算

一晩水に浸した原料を適度に絞って水気を切り、重さを量る。あらかじめ計測した乾燥した状態の紙料の原料の重さと水に浸した紙料の原料の重さから、乾燥状態の〇・五グラもしくは一グラ単位に紙料を分割する。複数の原料を掛け合わせて一枚の紙を漉くため、数種類の紙料の原料の重さ＝仕上りの重さになるようにする。

また同じ紙料の掛け合わせでも色味をわずかに変えて試作を作るため、それぞれの紙料の割合を変える必要がある（例えば、墨一グラ・茶一グラ、墨一・五グラ・茶〇・五グラのように。図版写真11）。

⑦ 叩解

紙料の比率が決まったら、ミキサーに複数の紙料と粘剤（トコロアオイ）を加えた水と一緒に入れて十分に叩解する（図版写真12）。

⑧ 漉く（ここからの作業は二人掛かりで行った方がよい）

事前に漉き舟に簀桁が十分に沈む程の水を張り、粘剤を混ぜておく。一人が紙料をミキサードよく叩解している間、漉き手は簀桁を準備し漉き舟の中に沈めておく。叩解が済んだら漉き手がついている簀桁の中へ紙料を流し込む（図版写真13）。漉き手は漉紙法の要領で手で繊維をかき混ぜ簀桁の中に均一に広げる。この際、簀桁を水面近くまで持ち上げると繊維の散らばり具合が見やすいが、水面から出してしまうと気泡が混入し均一に広がった繊維に穴が開いてしまうため注意する（図版写真14）。

⑨ 乾燥

当係では湿紙を、ポリエステル紙を敷いたサクシヨントーブルに移した後、バキュームし余分な水分を除き（図版写真15）、ボール紙の上で乾燥させるか、半乾きの状態の時にプレス機で圧を掛ける。

漉き返した補修紙の色味の確認の様子と本紙と漉き返し紙の透過写真、および様々な色合いの宿紙に合わせて作製した補修紙については、図版写真16～18を参照されたい。

4 卷子の継ぎについて

上述したとおり、当資料は通常の卷子本とは異なり継ぎ方が統一されていなかったが、今後の利用の際に扱いやすくするために、原則的に全巻地合わせで成巻し直すこととなった。

そもそも当資料は、料紙それぞれの形はまちまちであり、地（底辺）が直線でないものも多く、部分的に直線のもの、弓なりに歪曲しているものと同様々である（図版写真19）。そのためまず全体の継ぎの様子を見るために巻

末から本紙を並べ、一箇所ずつ継ぎの幅や地の合わせる場所を確認した。継ぎ目ごとに合わせ方が異なるため、修復前に撮影した画像をプリントアウトし、そこに印を書き込んだものを継ぐ際の参照材料とした。

継ぎ目の字や花押など合わせる必要がある箇所を最優先に継ぎ、屈折があった場合には前後の継ぎ目で修正した。また、継ぎ目の両辺が合わず、継ぎの重なりには差が出てしまう場合には、やむを得ず料紙の間に足し紙を入れた（図版写真20）。

5 天地足し紙について

上述したとおり(5)と(7)の天に檀紙で足し紙が施されていた。当資料は、本紙はもとより天地足し紙の大きさも一様ではない。なるべく本紙に足し紙を足した天地の寸法を合わせるよう貼り継いだ。糊しろの幅は均一にはならなかった（図版写真21）。さらに、厚い檀紙による天地足し紙があることにより、本紙との間に著しい厚みの差が生まれ、巻いた際にその差がより顕著になっていくことから、天をきつく巻いても地が緩い状態になってしまう（図版写真22・23）。また、巻く作業そのものも、天地の厚みの違いから真っ直ぐ巻くことが非常に困難である。加えて、「4 卷子の継ぎについて」でも述べたとおり、字合わせを優先して料紙を継いだ結果、数紙にわたって天が段違いに料紙が継がれているものや、地が不揃いな料紙が多いため、必ずしも地を基準に巻いていけば良いわけではない。

以上のことから、卷子本の取り扱いに熟練している者でさえ、その扱いに困難を極める装丁となっている。「2 修復方針の選択」の中でも挙げているとおり、原裝を尊重した修復を選択したうえでの難点である。

まとめ

今回の修復にあたり補修紙の作製を行ったことは、当部では初めての試みであった。特定の料紙に適した漉き返しの補修紙の作製は、紙漉きの技術に加えて、色味や厚みの調整が必要であったため、容易いことではなかった。普段は和紙の消費者の立場だが、今回作り手にまわってみたことで、紙漉きの難しさを体感し、改めて手漉き和紙の技術の高さを実感できたのは得難い経験であり、今後の修復作業においてひとつの指標となるだろう。本紙の修復に適切な補修紙の選択をできるようにするためには、これからも試行錯誤を重ねながらより良い補修紙の作製方法を模索してゆく必要がある。

先にも述べたとおり、今回の修復処置では、料紙本来のようすがわかる状態を維持しつつ、天保の修復状況を尊重した修復方針を選択した。しかしその結果、隣り合う料紙の極端な寸法の違いが、取り扱いの難しさのもととなり、折れや破損につながる状態はそのままとなった。また、隣り合う料紙の厚みの差も料紙への負担のひとつとなっている。特に厚みのある料紙の多くに巻き皺（卷子の形態に巻かれることで料紙に負担がかかってできる皺）が入っていたため、折れ伏せを入れ、細い巻軸を再使用するにあたっては、軸巻き紙を入れて軸径を太くし、巻きがきつくならないよう対応した。だが、原装を尊重して裏打ち紙を元の形態に戻さざるを得なかったため、かかる負担を軽減できない料紙もあった。

くり返しになるが、原装を尊重した結果、天地の不揃いや料紙の厚みの差は解消せず、取り扱いが熟練者でさえ非常に困難なままとなった。本紙の損傷に繋がる危険性が解消されなかったことに、直し手として忸怩たる思いも

あるが、利用と保存管理の矛盾は文化財全体に共通する問題であり、容易に解決できるものではない。

なお、今後当資料を一般の閲覧に供する際は、基本的に複製本（写真帳）を提供し、要望があつた場合のみ原本を出納することが、当部内の担当係において決定した。特に原本を出納する場合は、取り扱いに十分注意喚起をし、閲覧後の巻き戻しは担当係が担うことになった。また当部内の職員による利用も同様に、極力原本は使用せず、画像データや複製本を使用する予定である。

なお、当部が公開しているウェブデータベース「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」では、当資料の修復前、解体時、修復後の画像を閲覧できるようにになっている。これらの画像と本報告で、当資料に関するおおよその情報は得られるのではないだろうか。

二 紙背文書・裏打ち紙文書等の紹介

1 解体時の調査

先述のとおり、今回の修復の過程で七巻いずれも解体し、裏打ち紙等をはがしたことで、端裏書や紙背文書の全容が明らかとなった。それらの情報の多くは、未解体で編纂された『叢刊』にも注記されているが、本紙にかかわるものとして新たに以下の情報を得ることができた。

・(1)小槻千宣・冬直連署解決（二二二一号）は、端裏を折り返して巻装されており、折返しの内側（表面の袖端）の中央に「依請」の二字がある。

恐々敬白、

七月九日 □ □

人々御中 御報

2 某書状 (3)第一四・一五紙(一二六三・一二六四号) 紙背

○一二六三号〔裏文書〕として既収。大きな異同はないため省略した。なお、切封墨切の下に「とて□□」と差出書らしきものが確認される。

3 某書状礼紙 (3)第二〇紙(一二七一号) 紙背

(前欠)

計事候□□ □御意□□□□□□ □

二月九日□ □

御□ □

○一二七二号に「裏文書あるも破損甚だしきため省略す」とある。

4 某書状案 (3)第三二紙(一二七二号第二紙) 紙背

(前欠)

かやうにうけ給候やらん、「さ候へハこそてしるし」給候へと、ぬしのかたへ申され候しに給候ハて、「かやうにとかくうけ給候、「めんほくなく候、さりなからこのをりかみを、「ぬしにやかてミセ」候へく候、五文このふんにてこそ、こそ(去年)のし(師走)ハすまで、又十くわん七(結)十にて候を申給、五ゆい給候とうけ給候、こた文をぬしのとりてをき候、返々(書きさしか)

(切封墨引)

□^(御カ)返事□ □

○一二七二号〔裏文書〕として既収だが、傍点を付した文字の翻字を改めた。

5 実成院明順書状礼紙 (4)第四紙(一二七八号(一)~(三)) 紙背

(切封墨引) 実成院

壬生殿 進覧候、 明順

○本文書以下三通、「叢刊」には「紙背に実成院明順書状礼紙二紙、某仮名書状一紙あるも、いま省略す」とある。

6 実成院明順書状礼紙 (4)第五紙(一二七八号(四)~(八)) 紙背

(切封墨引) 実成院

壬生殿 進覧候、 明順

7 某書状 (4)第六紙(一二七八号(九)(十)) 紙背

^(補遺前書)このよしとい御申候て「たまはり候へく候、

さきのあほには御まき物、「しかとうつさせ候ハんとまかせ」候つるや、やかて連□ □あつらへ候て、かへり□ □候や、御れいを申へきよし申候へと、さためて「さしたる事にては「ましく候へく候、

(切封墨引) とんせ□ □

ミふとのへ参人々申給へ

○差出書の前行に異筆にて「諸国所々案堵下知案文壬生」とある。表の一二七八号にかかるものならん。

8 可書状(折紙) (4)第八紙(一二八〇号) 紙背

返々御下知^(輸送而書)被持て御出候へ、かしく、
^(上段)態きり昏にて申候、「御下知事申候処、御身被宛者の計、調子儀候て、下候」ハんと申候、又御証文も「渡下し度由申候、「此者とハ出下し候、「明日者我等も出京」仕候ハ人間、此方ニ有ましく候、「^(下段)晩景者罷出候ハん」する間、やかてく」出下し候、「かしく、

壬生殿まいる 可書
○一二八〇号「裏文書」として既取だが、傍点を付した文字の翻字を改めた。

9 某書状礼紙 (4)第一七紙(二二八七号) 紙背

^(行間道而書)被成候つるとて、□□する□□申候、
御わつらいとも□□「なにと□□」たる事にて□□「さりながら」御□□うい入給候「やまのい□□の□□もをなく申候、「た□□へく候、返々い□□□□□□候御□□、」 謹言、

御返事□□□□
○一二八七号に「裏文書あるもいま省略す」とある。

10 清原良季勸返小槻有家書状 (5)第九紙(二二九八号) 紙背

○二二九八号「裏文書」として既取。勸返の差出を「良季」と読み、清原良季に比定したほかは、大きな異同はないため省略した。

11 某書状礼紙 (6)第一紙(一三〇五・一三〇六号) 紙背

(前欠)

仙葉一褰令進「上之候、恐々謹言、

二□五□□□ □□ □□
壬生殿

(切封墨引)
□□ □□

(後欠)

○三〇六号に「裏文書あるも破損甚だしきため省略す」とある。本文書以下六通、同筆か。

12 某書状 (6)第二紙(一三〇六・一三〇七号) 紙背

除目次第転任以外候、
下名何日とか聞候覧、「拜任卿□□へ可□□状事候、「何の中納言□□可書候哉、「只拜任の初にて候へとも、新」中納言と可書候やらん、□□重」候、今日八幡詣事候歟、「彼卿定供奉候歟、又者給候」哉、昨日乙一殿庄主「御房御前へ被□□神妙候」

(後欠)
○前号参照。次号文書に続くか。

13 某書状礼紙 (6)第三紙(一三〇七・一三〇八号) 紙背

(前欠)
毎事期見参候、謹言、

廿三日 行
(切封墨引)
□□ □□

○一三〇八号に「裏文書あるも省略す」とある。前号より続くか。

(後欠)

○前号参照。

14 某書状 (6)第四紙 (一三〇八号) 紙背

只今自庄主御房罷「帰候、乙一殿相伴て」入見参候了、常「可参之由、被仰下候、神」妙候、

聞書可給候、謹言、

廿二日 行

○前号参照。

二月廿日

☒(書きさしカ)

○一三一一号に「裏文書あるも省略す」とある。

15 某書状礼紙 (6)第五紙 (一三〇八・一三〇九号) 紙背

(前欠)

七ヶ日候、十日可進日候、「乙一殿精進数日之間、「憔悴やらん事候、「心苦候、謹言、

二日 行

□ □ 殿 □ □

○一三〇八・一三〇九号にそれぞれ「裏文書あるも省略す」とある。次号より続くか。

16 某書状断簡 (6)第六紙 (一三〇九号) 紙背

(前欠)「替術尽候、御才□□候哉、如法片時之事候、「珍客候者、自今夜☒

口遂給候哉、

春日行幸延引□□由「示候、一定候哉、

去夜下名候歟、聞書「可申賜候、参籠」

17 某書状案 (6)第七紙 (一三二〇・一三二一号) 紙背

如此初に候之間、如置事候、「可被申候也、

代々御元服賀表作者被「注進候やらん、一旦大切「事候表等事やらん、可借」給候、炎上已後杉下奉却候「之也、同可撰給上候、「謹言、

二月廿日

☒(書きさしカ)

18 某書状案 (書きさし) (7)第四紙 (一三二八号) 紙背

御状委細拜見仕候了、「恐悦候、誠御暇請不申候、「背本意候、無指事候ハ、」比興候、彼公事今日ニも「老父罷出候、定属無為」候歟、仍大(書きさし)

○一三二八号(裏文書)として既取だが、傍点を付した文字の翻字を改めた。

3 裏打ち紙・足し紙紙背文書の紹介

(6)を除く六卷には、紙背文書のみならず裏打ち紙や天地足し紙にも文書があり、今回の修復にともなう解体によりその全容が明らかになった。すべて近世(一八世紀末)のもので壬生家宛てのものが多く、壬生家における天保の修補で施されたものと推断される。ほとんどが一部を裁断されているが、いずれも『叢刊』には収載されておらず、その全点を以下に紹介する。

なお、文書名下の()内には断簡の状況と法量(単位はすべて寸)等を記した。その他、翻刻にあたっては紙背文書に準じたが、一部上下を欠いて

いるものは、原本どおりの行取りで示した。また、表裏に文書のあるものは、それを上下段にして示した。文書名については、篠崎佑太氏より教示を得た。

19 金子書立断簡 (1)表紙紙(上・右辺切断、三七・二×二六・五)

(前欠)

金子 二百疋

以上

20 宗旨御改一札之事 天明八年九月 内舍人広瀬某

(1)表紙中貼り(下辺切断、二六・五×三七・二)

宗旨御改一札之事

一、人数七人

男式人 日蓮宗

同屯人 浄土宗

女式人 日蓮宗

同屯人 一向宗

同屯人 禅宗

右之通、家内宗門相改候所、切死丹耶□ □悲田宗門ニ而茂無御座候、

依而一札如件、

天明八申年九月 内舍人 広瀬□ □

官務殿

○本紙の下辺に貼り継がれた紙にも、「候所」「申候」「以上」「近(黒印、印文「嘉

×)」「殿(黒印、印文「晶」)」の文字・印章が確認される。

21 宗旨御改一札之事 天明八年九月 藤木保邑

(1)表紙見返し紙(三七・二×二六・五)

宗旨御改一札之事

私儀賀茂譜代社家ニ而、古来不交他法候、「宗旨之儀ニ付、若従他所疑鋪儀申者」有之候ハ、拙者罷出其埒明可申候、「仍為後日一札如件、

天明^(八年)戊申年九月 内舍人 藤木大隅守 (印文「保邑」)

官務殿

22 左大史某宣旨送進状案

(1)第一九紙(一二二二二号)裏打紙(三一・八×三九・一)

皇太神宮権禰宜荒木田神主「守業可転補同宮禰宜闕替」職事、宣旨一枚猷之、早「下知給之状如件、

九月 左大史(花押)

進上祭主二位殿

○横一条抹消線あり。

23 宗旨御改一札之事 天明八年九月 座田添季カ

(2)表紙中貼り(下・左辺切断、二六・七×三三・〇)

宗旨御改一札之事

私儀賀茂譜代之社家ニ而、古来「不交他法候、宗旨之儀ニ付、若「自他所疑敷儀申者有之候ハ、」拙者罷出其埒明可申候、仍而「為後日一札如件、

天明八戊申年九月 内舍人(添季カ) 座田大監物 (印文「添」)

官務殿

24 断簡（宗門改之事カ） 天明八年九月 東辻当保・同補清

(2)表紙見返し紙（右辺切断、三三・〇×二六・六）

□^之 □

一、私共儀賀茂譜代之社家ニ而、従古来「不交他法候、宗旨之義ニ付、若自他

所」疑敷儀申者有之候ハ、我等罷出其埒明「可申候、仍而為後日一札如件、

天明八丁未年九月

東辻右兵衛少尉 (印文補清)

東辻土佐守 (印文当保)

壬生官務殿 (敬義)

○奥に続紙があり、文字の残画が確認できるが、判読に至らない。

25 宗門御改之事 天明八年九月 衛士某

(3)表紙中貼り（下・左辺切断、三二・二×二七・二）

宗門御改之事

一、衛士知重 人数四人

本願寺門徒男女 老人

浄土宗 男女 老人

一、衛士忠重 人数六人

浄土宗 男女 三人

右、此度就宗門御改、家内并知行所迄遂吟味□ □御禁制之宗門老人

茂無御座候、

一、知行所鉄炮之儀、急ヲ入相改、猥リ鉄炮打不□ □獵業、且又畜類

防事、寄悪事仕間敷之段、堅ク申付置候□ □

衛士 重左□ □

天明八年申九月

□□ (衛士カ)

(後欠)

○表紙紙にも文字残画が確認できるが、判読に至らない。

26 宣旨案断簡 (4)表紙中貼り（左辺切断、三五・二×二四・五）

右少弁兼左衛門権助藤原朝臣敬孝伝 (勸修寺) 権中納言藤原朝臣兼親朝臣 (中山) (後欠)

27 宣旨包紙力断簡

(4)第三紙（二二七七号）裏打紙（左辺切断、二七・四×四五・五）

寛政十年八月一日 宣旨 葉室 頼寿

□ □

○本紙のほか、第四紙裏打紙（二六・九×四四・六）に「文化□年九月十七日

事□事□事□迄之消息 万里小路」、第五紙裏打紙（二六・九×四五・四）に「日

野西 延光」、第九紙裏打紙（二七・三×三〇・一）に朱書「十二月十八日

近衛家拝賀従事」、第一二紙裏打紙（二七・九×四二・五）に「文化元年四月八

日従事 裏松」などの小書きの補書と本行の墨色残画が認められる。いずれ

も包紙の表書きならん。

28 壬生家鶴退先例（折紙）

(4)第一七紙（二二八七号）裏打紙（上下辺切断、二五・四×四六・四）

(上段) □例

従五位下小槻孝亮 (壬生)

□年十月三十日 鶴退叙正六位上 (十二歳)

日 補藏人任左近衛将監

聴禁色昇殿

小槻忠利(同)

□年十二月三日 叙正六位上十三歳

日 補藏人任左近衛将監

聴禁色昇殿

小槻紀学(同)

□^(年)十一月六日 叙正六位上十二歳

□十二月八日 補藏人任左近衛将監

聴禁色昇殿

小槻重房(同)

(下段)

□年七月八日 叙正六位上十七歳

日 補藏人任左近衛将監

聴禁色昇殿

小槻季連(同)

□年十二月十七日 叙正六位上十九歳

日 補藏人任左近衛将監

聴禁色昇殿

○全体に横十数条抹消線あり。

29 伊東祐信書状(折紙)

(4) 第一八紙(二二八八号)裏打紙(上下・左辺切断、二七・八×四三・三)

(補遺而書) 猶々其御地御取込之時節、「被懸御心願、早々被成下御祝」示、別而忝次第奉存候、

(行間遺而書) 為御礼呈愚札候、以上、

□^(上段)冬以愚札申上候処、「□尊報被成下貴翰、忝奉拝見候、如尊意」年明余寒甚

御座候得共、「□^(御カ)一家様御揃御勇剛」□成御座之旨、玆重奉存候、「就中亀丸様

御母子様」□弥御健躰御成長」□^(被カ)遊之旨、目出度御儀」□^(御カ)過之奉存候、仍而為「

□祝儀御肴一種被懸」□^(御カ)意、幾久忝祝入奉存候、「誠遠境被思食寄、不浅」(中

欠カ)

(下段) 次第奉存候、且又從「御一家様方御銘々被」成下御祝儀物、從

亀丸様茂御目錄之通」頂戴、千秋万歳目出度「奉祝入候、早々御礼」可申上之

処、好便相待」遅引、奉背本意候、猶「万賀追々可得尊意候、恐惶謹言、

伊東左門

卯月十日 祐信(花押)

壬生官務様

参御側衆中 ○横一条抹消線あり。

30 太政官符土代カ (5)表紙紙(三六・九×二九・〇)

太政官符 符

太政官府(マ)伊勢国 太政官符

応預奉両 太神宮幣帛事

31 言惠書状(折紙)

(5) 第一紙(二二九一号)右半裏打紙(下・左右辺切断、二二・六×三四・四)

(上段) (前欠)「久々御面談」本望此事情、「気色打続」罷過候間、可「心易候、為見」舞見事之「二色并鞘豆」一折十給、芳志「不浅令忝悦候、」又魚魯「方間通給候、」令

勤行 (園カ)
円太記
藤原 (言カ)
任日時令
宣行之
藤原

36 太政官符案 (5)第九〜一二紙 (一二九八〜一三〇一号一紙目) 足し紙

政官符伊勢 (国カ)
応預奉両 太神宮幣 (事)
使正三位行 (神) 祇權大副大中 (臣) 德忠
内大臣 宣奉 勅為奉
太神宮幣帛差件 (人) 宛使
遣如件、国 (司) 承知依宣行之、
到奉行
行右少弁藤原朝臣 修理東大寺大仏長官正五位上行主 左大史小槻宿禰 (花押) (奉)
宝永七年十二月 三日
○写真24参照。上から順に、第一〜一二紙天足し紙 (二一・九×五六・三)、第一〇紙天足し紙 (二〇・〇×四三・二)、第九紙天足し紙 (七・二×四五・四) に利用されたものだが、右のとおりの一通に復元されよう。

37 宣旨包紙カ

(5)第一〇紙 (一二九九号) 裏打紙 (左辺切断二五・二×四三・二)
(勅修寺)
勸弁高顕朝臣方之下知 享保六年八月二日 宣旨

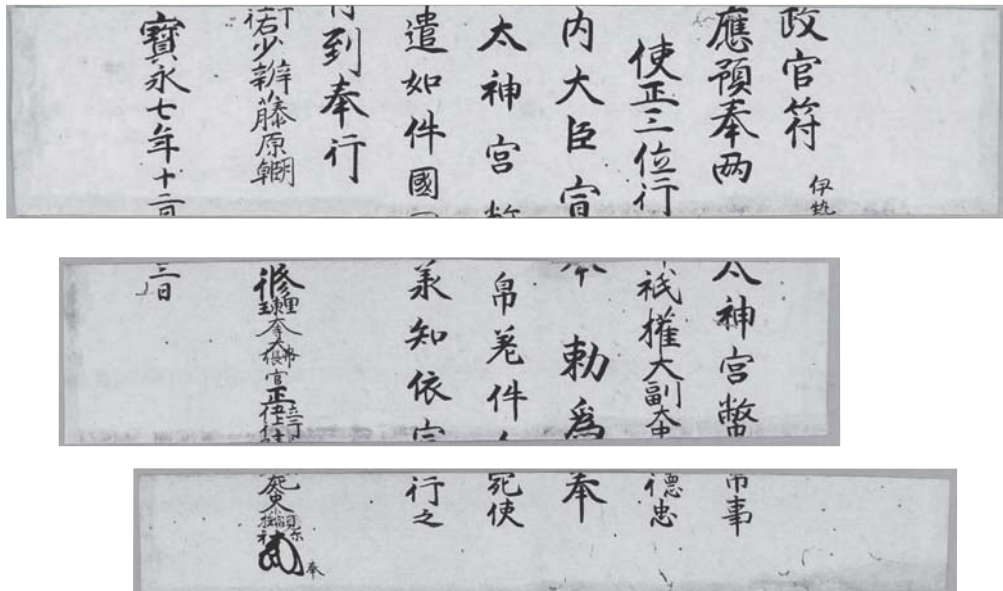


写真24 36号文書

38 官宣旨案 (5)第一三〇一五紙(一三〇一号二紙目・一三〇三号) 足し紙

□^(賀カ)茂別雷社

□^(賀カ)行造替始木□□

□^(時カ)今月□□日癸未

右、権中納言藤原朝臣□

宜奉 勅□^(言)任日時令勤□

社宜承知、□^(依カ)宣行之、

宝永七年□月廿一日 大史□

権右少弁□^(藤原)朝臣

○写真25参照。上は第一三紙天足し紙(一二・〇×三四・三)、下は第一四紙天足し紙(一一・〇×五六・一)に利用されたものだが、右のとおり一通に復元されよう。

39 某有徳解案断簡／某状案断簡

(5)第一五〇一七紙(二三〇三〇一三〇四号一紙目) 足し紙

□^(表)解申進上□^(表)米事

□^(表)解

□^(件カ)進上如□^(件カ)謹解、

□^(件カ)十二月廿五日

□^(件カ)朝臣有徳 □

□^(妻)城寺 令権□^(僧正カ)亮珍

□^(僧カ)正亮珍

□^(僧カ)正亮珍勤仕□

□^(僧カ)法華会広学

□^(僧カ)題職事

□^(月カ)日 奏状僞□□^(月カ)旧貫堅義探

□^(月カ)鍵台家洪基也□□^(月カ)観兼備定慧

○写真26・27参照。上は第一六〇一七紙天足し紙(九・五×五五・六)、下は第一

五〇一六紙天足し紙(一〇・六×五六・四)に利用されたものだが、右のとおり一通に復元されよう。

40 某状案断簡／官宣旨案断簡

(5)第一七〇一八紙(一三〇四号) 天足し紙(上下・左辺切断、九・五×四

〇・五)

加賀国司□

合佰□

右、当年□□

宝永七□

□^(表)前欠

□^(表)応日時□

□^(表)今月□

右、権中□

□^(表)宜奉 勅□

□^(表)任宜承知□

□^(表)宝永七□

□^(表)右少弁藤原□

41 文書包紙カ

(5)第一八紙(一三〇四号二紙目) 裏打紙(左辺切断、二五・五×三五・〇)

一官掌殿 右□^(表)史安倍亮□

42 官宣旨案断簡 (7)表紙紙(左辺切断、三三・一×二七・二)

大僧都寛映

権右中弁藤原朝臣俊克^(坊城)伝宣□^(坊城)権中納言藤原朝臣実□^(坊城)宜□^(坊城)(後欠)

右権中納
宣奉 勅
社宣永知
寶永七年
権右少辨

茂別雷社
造替始末
日 癸未
藤原朝臣
任日時令勤
具行之
月廿日 大史
朝臣

写真25 38号文書

肝申進上
解
進上如以
二月廿五日
朝臣有徳

求事
江解

写真26 39号文書（表）

威等 全権
正亮珍勤
題職事
日 奏状偶
鏡台家法基也

亮珍
公華會廣學
信安殿丞兼探
公觀兼備定慧

写真27 39号文書（裏）

43 鶴退先例(折紙)

(7)第二紙(二三一三〇一三一五号)裏打紙(上辺切断、三〇・五×四五・二)

鶴退先例

薄家

從五位上以繼

永祿六年四月十八日

鶴退補六位藏人

任左近将監聽禁色

五辻家

從五位下実藤

永祿十二年八月廿日

鶴退改名元仲補

六位藏人聽禁色昇殿

任左近将監

○各行墨で塗抹されている。

44 逆退之先例(折紙)

(7)第三紙(二三一五〇一三一六号)裏打紙

(上下・右辺切断カ、三〇・四×四三・二)

逆退之先例

從五位上以繼

實藤

永祿二年四月八日 逆退

補六位藏人任左近将監

聽禁色

從五位下元

實藤

永祿十二年八月廿日 逆退改名元仲

補六位藏人聽禁色昇殿

任左近将監

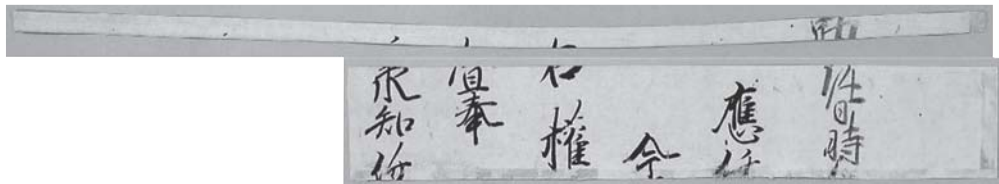


写真28 45号文書(表)

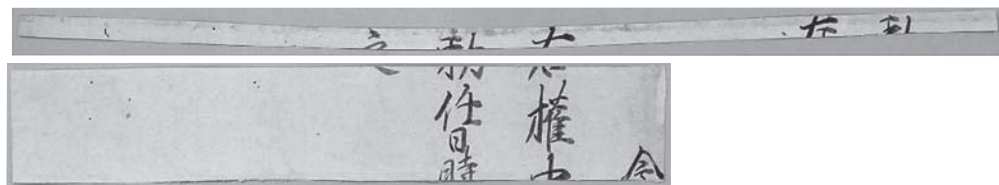


写真29 45号文書(裏)

○横三条抹消線あり。このほか、第三紙の裏打紙としてもう一紙包紙の断簡とおぼしい紙片（上下・左辺切断、三〇・四×九・七）が貼り継がれており、「^九大^{年七月}□□」と記されている。

45 宣旨案カ断簡／某状案断簡

(7)第五・七紙（一三一八・一三二〇号）足し紙

勅任日時□□^(裏)

応任□

今□

右、権□

宜奉□

承知□□

(後欠)

□□^(裏)

□□^(勅カ)

□

□□^(今カ)

右、権中□

勅任日時□

之、

○写真28・29参照。上は第五紙天足し紙（一・二×五六・六）、第七紙天足し紙（六・六×三七・五）に利用されたものだが、右のとおりの一通に復元される。

46 文書包紙

(7)第四紙（一三一九号）裏打紙（左辺切断、三〇・〇×四三・二）

上 左右馬寮訴訟之状 放生会神馬飼料事

天和二一七一廿一言上、同八^月四日申伝奏了、

